

さくら市農業委員会総会議事録（平成28年10月定例総会）

1. 開催日時 平成28年10月25日（火）午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 さくら市市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

17番 大塚 明美委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 7号 さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する
意見書について
議案第 8号 さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程の一部改正（案）
について
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸
農地調整主幹 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、17番大塚明美委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは、今朝は大分気温も低かったですね。お盆すぎは天候も不安定で、今はそばの花もまだ白く咲いているところで、急に気温が下がるのが心配です。農業全般も天候に左右されます。 過日、全国農業新聞推進会議がありまして、新聞の数を維持しなければ経営がなりたたなくなるので、農業委員の皆様へ普及推進の協力をお願いしますとの話がありました。皆様全国農業新聞をご覧になっているとおもいますが、農業委員に関する記事だけではなく、今の日本の現状など農業関係のポイントを得た内容ですので、知り合い、興味ある方がいたら進めていただきたいと思います。

		<p>農業委員会法改正の目的ですが、農業委員は目的を持って地域の農業者代表として、次の世代により良い状態で、さくら市の農地・農業を引き継いで行くことだと思えます。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会10月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	鈴木	<p>9月26日に開催されました定例総会におきまして、議案に供されました農地法第4条案件1件、農地法第5条9件については、9月29日付けで許可しております。なお、議案第5号10番については9月26日付けで取り下げとなっておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より書類審査全員出席及び現地調査1名欠席で行いました。案件としましては議案第3号1件、議案第5号3件の合計4件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第4号が1件、議案第5号が5件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より書類審査は1名欠席のもと現地調査は全員出席のもと行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第5号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>

3 番	中山	本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第5号が1件の合計1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>3番の中山隆委員、5番の齋藤敏一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
議長	田代	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願います。
29番	小林	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請内容は、事務局の説明どおりです。午前中の現地確認でも、農地復元は困難であると判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【挙手全員】</p>
議長	田代	<p>挙手全員で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	野崎	<p>議案第2号番号1番を朗読して説明する。</p> <p>この土地について、売買による所有権移転の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	<p>あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	渡辺	<p>7番野上春夫委員、30番山崎國一委員を指名いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、7番野上春夫委員・30番山崎國一委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約6.5haで、農業公共投資の対象になっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
22番	手塚	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、現在申請地は、休耕地になっており何か活用できる方法はないか考えたところ、再生可能エネルギー(太陽光発電)施設を設置することにしました。申請地は970㎡あり発電量も年間61,040kwが発電できるので申請いたしました。</p> <p>土地の選定理由は、休耕地で、何も利用しないので、再生可能エネルギー施設を設置するので、周囲農地には、影響のなさ、日照面・維持管理のしやすさで、適地なので選定しました。土地利用計画は、パネルの最も高い箇所は2.344m、低い箇所は0.55mです。進入路は、申請地南側農道を利用します。地面には防草シートを布設します。外周には1.0mのフェンスを設置します。パネルは292枚設置、最大出力49.64kwの発電を確保します。資金計画は、総事業費1,998万円で、全額借入で賄います。融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、午前中の現地調査で、申請内容と現地を確</p>

		<p>認し問題ないと判断しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号1番について、朗読して説明する。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
2番	小菅	<p>今年の3月に許可になった内容ですが、次の議案第5号番号4番で審議されます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1番を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、申請地北側道路に水管及び下水管が埋設され、上</p>

現在、県営住宅に住んでおり、子どもも成長し、今の住居では手狭になったため、この申請に至りました。土地の選定理由は、子どもが通う小学校のことを考え、住環境にも優れており、一般住宅の建築に適した土地は他になく、最適地であると考え選定しました。土地利用計画は、木造2階建て、延べ面積126.69㎡、駐車場2台分、給水は市の水道へ接続します。排水は合併浄化槽により処理後、市道側溝に放流します。雨水は、敷地内自然浸透であります。資金計画は、総事業費3,200万円で、銀行からの融資で賄います。周辺の状況は、東側雑種地と畑、西側宅地、南側田、北側道路に囲まれた土地です。切土、盛土等の土地造成工事はありません。敷地内は平坦地であるため、隣接地への土砂、雨水の流出はありません。日照、通風等周辺農地への影響はありません。その他、道路占用許可は、市建設課から平成28年9月30日許可済です。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第5号番号2番について承認される方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。
つづきまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第5号番号3番について朗読して説明する。
なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明をお願いします。

15番 舟本 案内図5-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)
周辺の状況は、東側宅地、西側は、前月申請許可した場所です。南側農地、北側市道です。転用行為の必要性は、申請者のビジネスパートナー

一としての〇〇〇〇（株）を選んで、収入の手段として、現在アパートを喜連川に1棟、経営をしております。当該申請地は、国道4号線に近く交通の便が優れている事、またこの地区は、工場勤務の方々のベッドタウンとしても発展しており入居者が多く見込める地域であり、小学校・中学校も比較的近く、住環境に恵まれていることで、土地所有者から譲り受けが可能となったための申請に至っております。土地利用計画は、木造2階建ての共同住宅8世帯を計画しております。駐車場は、13台を計画しております。給水・排水は、上水道・公共下水道へ接続します。資金計画は、総事業費9,400万円で、銀行融資で行います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、アパート敷地はブロックで完全に囲み、雨水、土砂等流出しないよう配慮します。日照、通風等に影響はありません。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。
議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました
続きまして、議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第5号番号4番について、朗読して説明する。
なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明をお願いします。

2番 小菅 案内図5-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)
先ほど議案第4号の5条取消し願いの関連で、畑を購入して、資材置き場とする計画でしたが、譲渡人に対し、譲受人に債務があり、代物弁

		<p>済のところ勘違いして売買で許可を取ってしまい、許可の取り消しをして再申請の形になります。そして、その土地で代弁済物する申請です。その土地は、一時資材置き場で使用していましたが、調査会で、現地を確認しまして、元の現況に戻っております。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号5番を朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
24番	落合	<p>案内図5-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、現在賃貸アパートに住んでいますが、子どもも大きくなり部屋が手狭になったため住宅を建築したい内容です。土地の選定理由は、子どもが通学している学校、妻の実家が近く、また申請人の職場に通うにも便利なため選定しました。土地利用計画は、2階建て、給水は、市水道から給水します。排水は合併浄化槽により処理後、宅地内に浸透処理します。処理装置から30m以内に井戸・水源はありません。雨水処理は敷地内に浸透処理します。資金計画は、総事業費2,340万円で、借入れと自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、東畑、西側畑、南側宅地、北西側畑です。周辺には、東側・北側・西側に土留めコンクリートを設置し、南側に境界ブロックを設置して土</p>

		砂の流出を防止します。周辺農地への影響は軽微と思われませんが、十分注意します。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号5番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号5番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号6番・議案第5号7番・議案第5号番号8番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内なので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号6番・議案第5号番号7番・議案第5号番号8番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
29番	小林	議案第5号番号6番と議案第5号番号7番と議案第5号番号8番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内で、6番と8番は売買であります。7番は使用貸借であります。資金計画は、3件とも金融機関の融資証明書が添付されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号6番、議案第5号番号7番、議案第5号8番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第5号番号6番、議案第5号番号7番、議案第5号番号8番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第5号番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第5号番号9番について朗読して説明する。

なお、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明をお願いします。

18番 渡辺 案内図5-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

申請人は、昭和55年に土木・建築の請負を業として起業しました。現在のところは、資材・工具・機械の置き場としては進入路が狭いため、一か所で業務上必要な車両、重機を含め集中管理にて合理化を図りたいためこの土地を賃貸借する申請です。この土地の所有者は、45年前に転用の許可を受けたが、地目変更がなされなかったため、今回申請人が資材置き場として使用することになりましたので、再度申請することになりました。周辺農地への被害防除対策、排水計画等については、敷地内に敷き砂利をして、整地し、被害対策として県道及び東側に工事現場用フェンスで囲みますので砂利流失もありません。工作物等もないので日照及び通風の面も影響はありませんが、転用に際し被害を及ぼすことがないように注意します。雨水は、敷地内は砂利敷きなので、地下浸透いたします。東に隣接する農地と南側山林への進入路は、耕作者を考慮し、耕作用道路を3m確保します。土地の選定理由は、大型車の乗り入れ可能で面積が確保でき、平坦地で形状の整った土地の候補地を4か所検討しましたが、この申請地が集中管理と防犯対策の観点より最良な土地なので選定しました。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

質疑もないので、採決に入ります。

議案第5号番号9番について承認される方、挙手を求めます。

【挙手多数】

議長	田代	<p>挙手多数ですので、議案第5号番号9番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号10番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり6.0haで、農業公共投資の対象になっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
事務局	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
20番	谷田	<p>案内図5-10をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請は、譲受人が賃貸借による、太陽光発電設備としての転用です。申請者の〇〇〇〇株式会社は宇都宮市に本社を置き、太陽光発電事業を行っております。土地の選定理由は、申請地は住宅地から外れた農地で、景観上の影響は少ない。また、近接する農業集落・農地・環境への及ぼす影響も少ないです。日当たりが良く、ソーラー事業として高い発電効率が見込める優良な場所であることで選定しました。土地利用計画は、パネル360枚の低圧太陽光発電所を設置します。取水・排水は、ありません。雨水は敷地内自然浸透です。資金計画は、総事業費2,376万円で、自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、雨水は、舗装しないので敷地内浸透です。草刈、防草剤散布を年2度行います。ソーラーパネル高さ約2.0mで、隣接地から1m以上離し設置し、道路、水路、高低差があるため周囲農地への日照・通風などの影響はありません。以上の状況です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第5号番号10番について挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号10番は原案どおり承認されました。</p>

		暫時休憩（15時10分から15時20分）
議長	田代	再開します。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の基づき市が定める農用地利用集積計画となります。平成28年度第7号 公告予定年月日は平成28年10月31日です。計画の内容としては、利用権設定については、再設定6件、面積32,728㎡、新規14件、面積232,002㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は6件、面積81,130㎡、合計20件、面積264,730㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、13,100円、物納の平均値は72kg。氏家地区の賃借の平均額は、15,300円。喜連川地区の賃借の平均額は、9,800円、物納の平均は72kgとなっております。いずれも1反当たりの数字となっております。以上です。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方の、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	鈴木	農業施策に関する建議・要望書から農地等に利用の最適化の推進に関する意見に変わった目的と議案第7号について朗読して説明する。
議長	田代	それでは質疑・付け加えたい要望があればお願いします。 以前は沢山要望したのですが、要点を絞った内容になっています。 本日みなさまに初めて見せた意見書ですので、今月中までに、要望追加があれば事務局へ出してください。まとまりましたら、市長へ提出いたします。

10番	鈴木	<p>毎年、市に要望書出しても、市として目に見えなかったのが現実でした。農業をさくら市として推進するために、農業団体・共済組合等と連携をしていけば農業の発展に繋がるとおもいます。市長へお願いして下さい。</p>
議長	田代	<p>鈴木委員からの意見要望でした、当委員会も農協、共済組合・土地改良代表委員もいますので、横の連携をしながら進めて行きたいと思えます。また、気づいた点がありましたら事務局へ連絡してください。</p> <p>続きまして、議案第8号「さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程の一部改正（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>さくら市農地移動適正化あっせん基準の一部改正（案）をご覧ください。改正点については、農業生産法人から農地所有適格法人への名称の変更、氏家地区におけるあっせん基準面積を270aから300aに設定した点でございます。農地移動適正化あっせん基準については、5年ごとに行う農林業センサスの結果を受けて、見直しを行うこととなっております。今回、2015年農林業センサスの結果に基づき平均耕作面積を算出したところ、氏家地区では298.3a、喜連川地区では204.1aとなりました。あっせん事業は担い手への農地の集積を図ることを目的としているため、基準面積は平均耕作面積を上回るように設定する必要があります。現行のあっせん基準面積は、氏家地区では270a、喜連川地区では220aですので、今回、氏家地区におけるあっせん基準面積を見直し、300aと設定いたしました。また、農業生産法人の名称が農地所有適格法人に変更となりましたので、合わせて改正いたしました。以上です。</p>
議長	田代	<p>事務局の説明でしたが、氏家地区が270aから300aになり氏家地区が農地の貸し借りが進んでいて、担い手集積が進んでいることだと思います。喜連川地区は、貸し借りが進まない状況です。</p>
2番	小菅	<p>氏家地区の平均耕作面積は近々300aを超えてしまうのではないかと思います、あっせん基準は300aで大丈夫なのですか。</p>
事務局	野崎	<p>事務局の案ですので、その点は総会で議論していただきたいのですが、あっせん基準面積を上げれば、売買が減ることになります。5年ごとに見直しがございますので、この位の数字でいいのではないかと思います。この位の数字にしました。</p>

2 番

小菅

了解しました。

議長

田代

その他、質疑がないようなので、採決に入ります。議案第 8 号「さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程の一部改正について」承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

田代

全員挙手ですので、議案第 8 号は原案どおり承認されました。

続きまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から 5 番お目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会 10 月定例総会を閉会いたします。

(午後 3 時 50 分閉会)